

# 駐在所速報

令和2年12月5日  
白糸駐在所  
54-1557  
発行者：深澤 嘉

12月10日～16日  
北朝鮮人権侵害問題啓発週間

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。



「政府拉致問題対策本部」ポスター

## 北朝鮮による日本人拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮により多くの日本人が拉致されました。現在、19人が政府によって拉致被害者として認定されています。

また、政府が認定した被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の方々がいます。

平成14（2002）年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致していたことを認め、謝罪しました。その後、5名の被害者は帰国しましたが、未だに全ての拉致被害者の帰国は実現していません。

## 県民の皆様へ

静岡県警では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の11人について、静岡県警察ホームページに公開しております。

警察では、行方不明者の消息をご家族にお知らせできるよう、あらゆる可能性を考えて捜査・調査を進めております。

県民の皆様から寄せられる情報は、きわめて貴重な手掛かりとなり得ますので、些細なお話でもご遠慮なく、お近くの警察までお寄せください。

